

◆ 確定申告はお早めに ◆

所得税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までですが、税金の還付を受けるための確定申告は一月から受付を始めています。

◎ 確定申告をすれば税金がもどる人

①、源泉徴収された利子、配当、原稿料などの収入が少なく、しかもその他の所得もあまり多くない人。

②、サラリーマンで雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人。

③、サラリーマンで年の中途で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。

④、予定納税のある人で、年の中途で廃業したなどのため、年税額が予定納税額よりも少なくなった人。

◎ 確定申告に添付する書類

確定申告をするとき、申告者に添付したり、提示しなければならぬ書類があります。その一般的なものは次のとおりですから、あらかじめ用意しておいてください。

①、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。

②、住宅取得控除を受ける場合。
④、建築確認通知書の写し（建築確認通知書が必要でない家屋については設計図などの写し）。

⑤、登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事着手または購入年月日を明らかにする書類やその写し、⑥、住民票の写し、ただし、四十八年分、四十九年分について、これらの書類を添付してこの控除を受けている場合は、これらの書類を添付する必要はありません。

③、小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、確定申告書の提出期限は三月十五日までです。毎年三月十日すぎは税務署の窓口が非常に混雑しますので、相談をされる人はなるべく早めに税務署へおいでください。なお、申告に際しては次のことに注意してください。

◆ 所得税の確定申告にあたっての注意 ◆

確定申告書の提出期限は三月十五日までです。毎年三月十日すぎは税務署の窓口が非常に混雑しますので、相談をされる人はなるべく早めに税務署へおいでください。なお、申告に際しては次のことに注意してください。

◎ 確定申告用紙は、税務署から送られたものを使ってください。税務署から送る用紙には、予定納税額をはじめ事務整理のための表示などが記入されています。他の用紙を使いますと、間違いが起りやすく、お互いに余分な手数料がかかることとなりますので、税務署から用紙を送られた人は、必ずこの用紙を使って申告してください。

受ける場合は、支払った掛金の証明書。

④、生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が一契約九、〇〇〇円をこえるときは、その支払保険料の証明書。

⑤、損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。

⑥、給与所得がある人は、勤務先からもらった源泉徴収票。

なお、③から⑤までの保険料や掛金で、すでに年末調整の際に給与所得から控除を受けた分については、改めて添付する必要はありません。

い。

◎ 勤務地は納税地になりません。会社の役員や社員の人で、勤務先の所在地を納税地として誤って申告している例があります。勤務先を納税地とすることは認められていませんので、申告書は必ず住所（居所）地の所轄税務署へ提出してください。勤務地などを納税地として申告しますと、あとで住所地の確認、訂正などのためお互いに手数料がかかることとなります。

◎ 「地方税」欄の記入をお忘れなく。納税者の手数を省くため、所得税の確定申告書を提出した場合に、住民税や事業税の申告を要しないことになっています。

確定申告書を作成するときは、申告書一面の「五十一年一月一日の住所」欄と「住民税、事業税に関する事項」欄を必ず記入してください。

◎ 氏名にはフリガナをつけてください。

事務の能率化のため、電子計算機による事務処理をしますので、氏名には必ずフリガナをつけてください。氏名の正しい読み方がわからない場合には、あとでその読み方について照会しなければなら

◆ 財産の贈与を受けられた人 ◆

ことし六十万円をこえる贈与を受けた人は、五十一年二月一日から三月十五日までの間に住所地の所轄税務署へ贈与税の申告と納税をする必要があります。

贈与税については財産の評価などむずかしい点がありますので、できるだけ事前に税務署においてになり、申告手続などの相談をしてください。

◎ 申告に際しては次の点にご協力ください

贈与を受けた土地、建物などの正確な所在地、数量、地形、間口奥行や固定資産税評価額及びその利用状況などを調べて財産の評価ができるように準備しておいてください。

ただし、贈与を受けた財産が主

ないほど、お互いに手数料のかかることとなります。

◎ 申告書に添付する書類をお忘れなく

源泉徴収票や各種の控除に関する証明書、明細書など申告書に添付することになっている書類は早めに準備して忘れずに添付してください。

また、申告書の用紙を送った際「収支明細書」の提出をお願いしてある人は、必ずその明細書を添付してください。

な都市の市街地にある宅地である場合には、その評価は税務署で定めている路線価になります。

◎ 返済期限のない借金は贈与と認定されません

金銭の貸借は、それ自体としては贈与ではありませんから、本来は贈与税がかかりますが、親族など特別な関係にある人との間の金銭の貸借にはその返済について「あるとき払いの催促なし」とか将来返せるようになったら返すとといった「出世払い」のようなものがあります。

このような形式的には借金であっても、実質的に贈与と認められるものについては贈与税がかかります。